○金融庁告示第十七号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第二十一号の五口及び同項第二十一号の六口の規定に基づき、金融庁長官が定める方法を次のように定め、平成二十八年九月一日より適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　非清算店頭デリバティブ取引　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。

二　変動証拠金　府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する変動証拠金をいう。

三　預託等　府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する預託等をいう。

四　当初証拠金　府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいう。

五　潜在的損失等見積額　府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。

六　金融商品取引業者等　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

七　親会社等　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。

八　子会社等　金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。

（変動証拠金の計算方法）

第二条　府令第百二十三条第一項第二十一号の五口に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合を除く。）　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した当該相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（変動証拠金が府令第百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除する方法

二　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合に限る。）　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額に同号イの規定に基づき算出した当該相手方に預託等をしている当該変動証拠金の時価の合計額を加える方法

三　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零である場合又は零を下回る場合　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額の絶対値の額を控除する方法

（当初証拠金の計算方法等）

第三条　府令第百二十三条第一項第二十一号の六口に規定する金融庁長官が定める方法は、府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定により算出した潜在的損失等見積額から、同号イの規定により算出した相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が府令第百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。）の合計額及び潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額（当該定めがないときは、当該額は零とみなす。）を控除する方法とする。

2　前項に規定する潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額は、金融商品取引業者等並びにその親会社等、子会社等及び親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）のいずれかが、当該相手方並びにその親会社等、子会社等及び親会社等の子会社等（当該相手方を除く。）のいずれかと行う非清算店頭デリバティブ取引において、合計して七十億円以下の額とする。

○金融庁
財務省
農林水産省告示第一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第四十三条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和四十八年大蔵省農林省告示第十号（農水産業協同組合貯金保険機構が保有することができる有価証券等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第二号ハ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

○金融庁
農林水産省告示第二号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十二条第一項の規定により適用する農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十号等の規定に基づき、平成十三年金融庁農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　森山　裕

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第一条　平成十三年金融庁農林水産省告示第十三号の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十二条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第四条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第二項第二号において同じ。）」と、同条第二項第二号中「の業務」とあるのは「及び特定承継会社の業務」とする。